

平成 29 年 4 月 20 日

各位

株式会社 北陸銀行

キャッシュカードを使用した振込の一部利用制限について (還付金詐欺・振り込め詐欺被害防止)

北陸銀行(頭取 庵 栄伸)は、キャッシュカードによるATMでのお振込に関し、一部のお客さまについて下記のとおり利用を制限させていただくこととしましたので、お知らせします。

全国的に「振り込め詐欺」が多発する中、最近では、ご高齢者のお客さまをATMに誘導し、「お金が戻る手続き」と称し、預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しております。

今回の利用制限は、こうした被害を防止し、お客さまの大切なご預金をお守りするための対応ですので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 制限の内容

対象となるお客さまの当行キャッシュカードによるATMでの「お振込」ができなくなります。
なお、キャッシュカードによる「お預入」や「お引出」は従来どおり、ご利用いただけます。

2. 対象となるお客さま

以下の2つの項目の両方に該当するお客さまを対象とさせていただきます。

- ① 70歳以上のお客さま
- ② 過去3年間(基準日:毎年4月30日)、当行のキャッシュカードによるATMでのお振込のご利用のないお客さま

3. 制限の開始時期

平成 29 年 5 月 15 日(月)

4. その他

対象となるお客さまでキャッシュカードによるATMでの振込取引をご希望される場合は、本・支店の窓口にお申し出ください。

以上

〈本件に関するお問い合わせ〉
北陸銀行 総合事務部
TEL(076)432-2777